

公募  
開始

平成 30 年度 第 2 次補正予算（令和元年実施）

# 小規模事業者持続化補助金

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組み等に要する経費の一部を補助します。

補 助 率	補助対象経費の 3 分の 2 以内（例：補助対象経費 30 万円の場合、補助額 20 万円）								
補助上限額	<b>最大 50 万円</b> （例：補助対象経費 75 万円以上の場合、補助額は上限の 50 万円） ただし、 <u>次のいずれか一つに該当するときは補助上限額 100 万円</u> となります。 ① 市区町村による <u>創業支援等事業の支援を受けた事業者</u> ② 市区町村の推薦を受けて当該市区町村の <u>地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業</u> ※同一または異なる商工会の管轄地域で事業を営んでいる複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額は 50 万円×連携小規模事業者数となります（上限 500 万円）。								
補助対象者	<b>(1) 小規模事業者であること</b> （業種ごとに「常時使用する従業員数」で判断します。） <table border="1"><thead><tr><th>業 種</th><th>常時使用する従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>商業・サービス業（下記除く）</td><td>5 人以下</td></tr><tr><td>宿泊業・娯楽業</td><td>20 人以下</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>20 人以下</td></tr></tbody></table> ※会社役員・個人事業主本人及び同居の親族従業員等は「常時使用する従業員」に含めません。また、雇用期間や所定労働時間によりパートタイム労働者等も含めない場合があります。 右記(1)～(4)をすべて満たす者。 (注) 医師・歯科医師・助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者・林業者・水産業者、協同組合等（企業組合・協業組合を除く）、医療法人、NPO 法人、社会福祉法人（他）は補助対象外となります。 なお、 <u>申請時点で「開業届」を出していない創業予定者も補助対象者にならないためご注意ください。</u> <b>(2) 商工会の管轄地域内で事業を営んでいること</b> <b>(3) 持続的な経営に向けた経営計画を策定していること</b> <b>(4) 暴力団であったり、暴力団に関与したりしていないこと等</b>	業 種	常時使用する従業員数	商業・サービス業（下記除く）	5 人以下	宿泊業・娯楽業	20 人以下	製造業その他	20 人以下
業 種	常時使用する従業員数								
商業・サービス業（下記除く）	5 人以下								
宿泊業・娯楽業	20 人以下								
製造業その他	20 人以下								
募集期間	受付開始：令和元年 5 月 22 日（水） <b>受付締切〈一次締切〉令和元年 6 月 28 日（金）当日消印有効</b> <b>〈二次締切〉 同年 7 月 31 日（水）当日消印有効</b> ※申請に際しては商工会の確認が必要となります。余裕をもって最寄りの商工会にお越しください。 ※採択後、提出した補助事業計画に基づく取り組みに係る経費が補助対象となります。								
補助対象となり得る販路開拓等の取り組み（例）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新商品を陳列するための棚の購入</li><li>● ネット販売システムの構築</li><li>● 新たな販促用チラシの作成・送付</li><li>● 国内外の展示会出展、商談会参加</li><li>● 新たな販促用 PR(Web 広告など)</li><li>● 新商品の開発</li><li>● 新たな販促品の調達・配布</li><li>● 店舗改装（不動産購入に該当するものは不可）</li></ul>								

■ 熊本県商工会連合会のホームページ [www.kumashoko.or.jp](http://www.kumashoko.or.jp) に公募要領を掲載しております。

■ 詳しくは最寄りの商工会もしくは熊本県商工会連合会にお問い合わせください。

# ピックアップ!! 今回公募の新たな措置と審査加点について

**【NEW①】 市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者は、補助上限額が100万円に引き上がります。**

この引き上げを希望する事業者は、通常の申請手続きのほか、申請時に「確認書」（様式 7）の提出が必須となります。熊本県商工会連合会（補助金地方事務局）への申請書の受付締切に間に合うように、ご自身が受講した創業スクール等のセミナーの実施元（市区町村）に出向き、『小規模事業者持続化補助金』に係る認定市区町村による特定創業支援等事業に係る確認書」（様式 7）の作成・交付を依頼してください。

**【NEW②】 「購入型クラウドファンディングで一定規模以上の支援金額を集めた事業者」は、採択審査時に政策的加点が付与されます。**

クラウドファンディングとは、企業や個人等が、インターネットを経由して、不特定多数の者から資金提供や協力を得ることができる仕組みです。購入型・寄付型・投資型等の種類があります。本事業の政策加点とする「購入型クラウドファンディング」とは、実現したいアイデアを持つ者（実行者）が、完成した物・コンテンツ・チケット・付随グッズや特別な体験券などを提供すること（リターン）を約束することで、アイデアの実現に必要な資金を集める仕組みをいい、資金調達だけでなく、テストマーケティングやプロモーションの手法としても有効と言われています。（公募要領 p.48 より）

本事業で政策加点とする対象は、「購入型クラウドファンディングで一定規模以上の支援金額を集めた事業者」です。具体的には、公募開始日から約 1 年前である「2018 年 1 月 1 日」から申請日までの間に、一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員が運営する「購入型クラウドファンディング」によって、次のいずれか（もしくは両方）に該当する者であることが条件となります。

- 設定した目標金額以上の支援金額を期間内に達成
- 100 万円以上の支援金額を期間内に達成

上記条件に該当するとして、政策加点（クラウドファンディング加点）の付与を希望する場合は、申請時に、以下の記入および必要書類の添付が必須となります。

- ① 「経営計画書」（様式 2）の「政策加点の付与を希望する」「クラウドファンディング加点に該当」欄にチェック。
- ② 申請時に、「購入型クラウドファンディングを活用したプロジェクトの、実行者名、終了（予定）日、支援金額、目標金額、URL が明記されているウェブサイト画面およびプロジェクト管理画面にログインした後の画面をプリントアウトしたもの」を添付。（この添付が無い場合は、加点対象になりません）

## ご注意

- 補助対象事業と認められる契約・発注・購入等は、本補助金の交付決定通知日以後です。（採択決定は、一次締切分が令和元年 7 月末、二次締切分が同年 8 月末を予定しています。）
- 一次締切分が不採択の場合、（同じテーマを改訂等して）二次に応募はできません。
- 申請には商工会の確認が必要なため、最寄りの商工会へのご相談はお早めをお願いいたします。